

監査報告(農業・食品産業技術総合研究機構)

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の平成 27 事業年度(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書並びに連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書)について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、不適正な経理処理事案の発生等に鑑み、特にコンプライアンス事案再発防止への取組等を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。子法人である「新農業機械実用化促進株式会社」については、同社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて同社から事業の報告を受けた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、平成 28 年 4 月 1 日の4法人統合に向け、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターと連携を密にし、検討及び準備が進められたものと認める。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日から施行された業務方法書に基づく規程の整備については、概ね対応されているが、統合後の法人においては関連規程類をさらに整備し、内部統制システムを運用することが重要な課題と認識する。
- (3) プリペイド方式等による DNA 合成製品等の取引における不適正な経理処理を調査している過程で、新たに預け金や一括払いという不適正な経理処理の疑いが生じたことから、平成 26 年 8 月に調査委員会を拡充し、平成 26 年 12 月 19 日に中間報告、平成 27 年 12 月 22 日に最終報告を公表した。また、関係職員の懲戒処分等を行ったことを平成 28 年 3 月 18 日及び 25 日に公表した。外部委員(弁護士及び公認会計士)を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、徹底した再発防止策を講じている。
- (4) 平成 28 年 4 月 1 日の 4 法人統合後は、様々な分野の研究や法的環境が変化しつつある雇用に係る内部統制システムの構築が、重要な課題と認識する。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員とほぼ同じ水準であり、妥当であると認める。なお、平成 27 年度におけるラスパイレス指数（年齢勘案）は事務・技術職員は 96.5、研究職員は 98.2 である。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会（外部有識者 4 名、監事 3 名）及び入札監視委員会（外部有識者 3 名）により必要な点検が行われ、法人の契約は会計規程等に従って適正に行われていると認める。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

法人の長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当と認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地、建物等については、常時見直しを図り、研究業務を継続する上で効率的な資産保有となるよう推進していると認める。

平成 28 年 6 月 16 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事

小林 一也

監事

平田 淳

監事

小林 栄隆